

貿易経済局 貿易管理部

安全保障貿易管理課 浅井課長殿

安全保障貿易審査課 猪狩課長殿

2021年7月30日

(2021年8月31日再提出)

写)

安全保障貿易管理政策課 熊野安全保障貿易管理分析官殿

安全保障貿易管理課 井口課長補佐殿、杉浦法規係長殿

安全保障貿易審査課 門野課長補佐殿、大倉上席審査官殿

安全保障貿易管理課 佐藤課長補佐殿、津野係長殿

**輸出貿易管理令別表第1の15の項(2)、貨物等省令第14条第二号の改正要望**

一般財団法人 安全保障貿易情報センター

先端材料関連分科会

主査 宮寄 斉

表題の件につきまして、下記の通り要望いたしますので、何卒ご検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

**1. 改正対象**

輸出貿易管理令別表第1の15の項(2) および、貨物等省令第14条第二号

**2. 背景**

現行の輸出令別表第1の15の項(2) および、貨物等省令第14条第二号で規定されている「電波」は、対応する WA 1.C.1.では"electromagnetic radiation"(電磁波)と規定されています。電磁波のうち周波数 3THz 以下のものが電波とされており(電波法)、現行規定では WA より規制範囲が狭いことになるため、同条文の「電波」を「電磁波」とする改正を提案します。

さらに、現行条文では、特に同号イにおいて、二重否定となっている記載が多く、本号の該非判定を行う際の判断に支障をきたしており、関係者からの質問も多くいただいております。

上記の背景を踏まえ、本要望書では、該当する項番において、WA 原文に即した形での改正を提案します。我が国法令の規制番号国際化の検討が進められる中で、本提案は国際レジームとの差異を解消する観点からも意義深いものと思料いたします。

### 3. WA 1.C.1 と貨物等省令第14条第二号の対比と改正を提案する語句

WA 1.C.1 と貨物等省令第14条第二号を比較すると、以下の箇所において差異がみられます。これを踏まえまして、改正を提案する語句を下表の中欄に示します。

また、WA 原文中で"materials"、"absorbers"と記述されている箇所において、現行条文では単に「・・・もの」と記載されている箇所があるため、それぞれ「材料」「吸収材」と改正すべきものと思料します。

WA 原文 (1.C.1)		輸出令別表第1の15の項(2)および、貨物等省令第14条二号		
			改正する語(句)	現法令で用いられている語(句)
1.C.1.	<u>materials specially designed for absorbing electromagnetic radiation</u> or intrinsically conductive polymers, as follows:	15の項	(2)電磁波の吸収材又は導電性高分子	(2)電波の吸収材又は導電性高分子
		14条二号イ	電磁波を吸収するために特に設計された材料	電波の吸収材として特に使用するよう設計したもの
1.C.1.a. Note2.	Nothing in Note 1 releases <u>magnetic materials to provide absorption</u> when contained in paint	14条二号イ	ただし、・・・塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないものを除く	ただし、・・・塗料に混入していないものを除く。
1.C.1.a. Note1.b.	<u>Absorbers</u> having no magnetic loss and whose incident surface is <u>non-planar in shape</u> , including ....	14条二号イ(二)	磁気損失により電磁波を吸収するものでない吸収材(平面状のものを除く。)	磁気損失により電波を吸収するものでないもの(板状のものを除く。)
1.C.1.a. Note1. c., d., e.	<u>Planar absorber</u>	14条二号イ(三) イ(四) イ(五)	平面状の吸収材	板状の吸収材
1.C.1.b.	<u>materials</u> not for transparent to visible light and <u>specially designed for absorbing near-infrared radiation</u> having a wavelength exceeding 810 nm but less than 2000 nm	14条二号ロ 及び 15の項 解釈	近赤外線を吸収するために特に設計された材料であって、波長が810ナノメートル超2,000ナノメートル未満のもの(周波数が150テラヘルツ超370テラヘルツ未満のものをいう)であって、可視光を透過しないもの	電波の吸収材として使用できるように特に設計したものであって、波長が810ナノメートル超2,000ナノメートル未満のもの(周波数が150テラヘルツ超370テラヘルツ未満のものをいう)であって、可視光を透過しないもの
1.C.1.b. Note	1.C.1.b. does not apply to <u>materials</u> , specially designed or formulated for any of the following applications:	15の項 解釈	次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合した材料を除く	次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合したものを除く

#### 4. 改正提案文及び現行行政省令等記載文の新旧対比表

前記3. 項にて提示した語句を反映した改正案を、以下の”改正提案文と現行行政省令等の掲載文との新旧対比表”にて示します。

##### (1) 輸出令別表第1の15の項

改正案	現行
15の項(2) <u>電磁波の吸収材料</u> 又は導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く)	(15の項(2)) <u>電波の吸収材</u> 又は導電性高分子(4の項の中欄に掲げるものを除く)

##### (2) 貨物等省令第14条二号

改正案	現行
<p>第14条二号 <u>電磁波の吸収材料</u>又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ <u>電磁波を吸収するために特別に設計された材料</u>であって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。ただし、<u>塗料に混入したときに吸収性能を備える磁性材料でないもの</u>は適用しない。</p> <p>(一) 磁性を有していない繊維状の<u>吸収材</u></p> <p>(二) 磁気損失により<u>電磁波</u>を吸収するものでないものであって、入射面が平面状でない<u>吸収材</u></p> <p>(三) <u>平面状の吸収材</u>であって、次の1から3までのすべてに該当するもの</p> <p>1 次のいずれかに該当するものからなるもの</p> <p>一 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いた<u>材料</u>又は有機物を用いた<u>材料</u>であって、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>二 セラミックを用いた<u>材料</u>であって、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(四) 焼結したフェライトからなる<u>平面状</u>の吸収材であって、次の1及び2に該当するもの</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(五) 連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された<u>平面状</u>の吸収材であって、密度が</p>	<p>第14条二号 <u>電波の吸収材</u>又は導電性高分子であって、次のいずれかに該当するもの</p> <p>イ <u>電波の吸収材として使用するよう設計したものである</u>であって、周波数が200メガヘルツ超3テラヘルツ未満のもの。ただし、次のいずれかに該当するものであって、<u>塗料に混入していないもの</u>を除く。</p> <p>(一) 磁性を有していない繊維状の<u>もの</u></p> <p>(二) 磁気損失により<u>電波</u>を吸収するものでない<u>もの</u>(<u>板状のもの</u>を除く。)</p> <p>(三) <u>板状の吸収材</u>であって、次の1から3までのすべてに該当するもの</p> <p>1 次のいずれかに該当するものからなるもの</p> <p>一 炭素を含有するプラスチックの発泡体を用いた<u>もの</u>又は有機物を用いた<u>もの</u>であって、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>二 セラミックを用いた<u>もの</u>であって、次のイ及びロに該当するもの</p> <p>イ～ロ (略)</p> <p>2～3 (略)</p> <p>(四) 焼結したフェライトからなる<u>板状</u>の吸収材であって、次の1及び2に該当するもの</p> <p>1～2 (略)</p> <p>(五) 連続気泡発泡体のプラスチック材料から製造された<u>板状</u>の吸収材であって、密度が0.15グラム毎立方センチメートル以下のものうち、磁気損失により電波を吸収する</p>

<p>0. 15 グラム毎立方センチメートル以下のものうち、磁気損失により電波を吸収するものでないもの</p> <p>ロ <u>近赤外線を吸収するために特に設計された材料</u> であって、波長が 810 ナノメートル超 2000 ナノメートル未満のもの（周波数が 150 テラヘルツ超 370 テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの</p> <p>ハ （略）</p>	<p>ものでないもの</p> <p>ロ <u>電波の吸収材として使用するよう</u>に特に設計したものであって、波長が 810 ナノメートル超 2000 ナノメートル未満のもの（周波数が 150 テラヘルツ超 370 テラヘルツ未満のものをいう。）のうち、可視光を透過しないもの</p> <p>ハ （略）</p>
---	--

(3) 運用通達における用語の解釈（1-1（7）イ 輸出令別表第1の解釈）

改正案				現行			
輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈		輸出令別表第1の項	輸出令別表第1中解釈を要する語	解 釈	
15	<u>貨物等省令第14条第二号ロ中の近赤外線を吸収するために特に設計した材料</u>	次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合した材料を除く イ(略) ロ(略)		15	<u>貨物等省令第14条第二号ロ中の電波の吸収材として使用するよう</u> に設計したもの	次のいずれかの用途に該当するように特別に設計又は調合したものを除く イ(略) ロ(略)	
	<u>貨物等省令第14条第二号イ(二)の入射面が平面状でない吸収材</u>	角錐形、円錐形、楔形及び螺旋形のものを含む				新設	
	<u>貨物等省令第14条第二号イ(三)の平面状の吸収材</u>	試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。			<u>板状の吸収材</u>	試験片は、方形で一辺が中心周波数の5波長以上のものであって、放射素子の遠方界領域に設置しなければならない。	

5. 対応する WA 原文

改正を提案する輸出令別表第1の15の項（2）および、貨物等省令第14条第二号に対応する WA 1.C.1.を以下に示します。本提案の改正要望で引用している箇所を赤字下線にて示します。

1.C.1. Materials specially designed for absorbing electromagnetic radiation, or intrinsically conductive polymers, as follows:

a. Materials for absorbing frequencies exceeding 2 x 10<sup>8</sup> Hz but less than 3 x 10<sup>12</sup> Hz;

Note 1 1.C.1.a. does not apply to:

a. Hair type absorbers, constructed of natural or synthetic fibres, with non-magnetic loading to provide absorption;

b. Absorbers having no magnetic loss and whose incident surface is non-planar in shape, including

pyramids, cones, wedges and convoluted surfaces;

c. Planar absorbers, having all of the following:

1. Made from any of the following:

- a. Plastic foam materials (flexible or non-flexible) with carbon-loading, or organic materials, including binders, providing more than 5% echo compared with metal over a bandwidth exceeding  $\pm 15\%$  of the centre frequency of the incident energy, and not capable of withstanding temperatures exceeding 450 K (177° C); or
- b. Ceramic materials providing more than 20% echo compared with metal over a bandwidth exceeding  $\pm 15\%$  of the centre frequency of the incident energy, and not capable of withstanding temperatures exceeding 800 K (527°C);

Technical Note

Absorption test samples for 1.C.1.a. Note 1.c.1. should be a square at least 5 wavelengths of the centre frequency on a side and positioned in the far field of the radiating element.

2. Tensile strength less than  $7 \times 10^6$  N/m<sup>2</sup>; and

3. Compressive strength less than  $14 \times 10^6$  N/m<sup>2</sup>;

d. Planar absorbers made of sintered ferrite, having all of the following:

1. A specific gravity exceeding 4.4; and
2. A maximum operating temperature of 548 K (275°C) or less;

e. Planar absorbers having no magnetic loss and fabricated from 'open-cell foam' plastic material with a density of 0.15 grams/cm<sup>3</sup> or less.

Technical Note

'Open-cell foams' are flexible and porous materials, having an inner structure open to the atmosphere.

'Open-cell foams' are also known as reticulated foams.

Note 2 Nothing in Note 1 releases magnetic materials to provide absorption when contained in paint.

1. C. 1. b. Materials not transparent to visible light and specially designed for absorbing near-infrared radiation having a wavelength exceeding 810 nm but less than 2000 nm (frequencies exceeding 150 THz but less than 370 THz);

Note 1.C.1.b. does not apply to materials, specially designed or formulated for any of the following applications:

- a. "Laser" marking of polymers; or
- b. "Laser" welding of polymers.

参照添付資料

別紙 WA 原文(1.C.1)と和訳の対比表

以 上